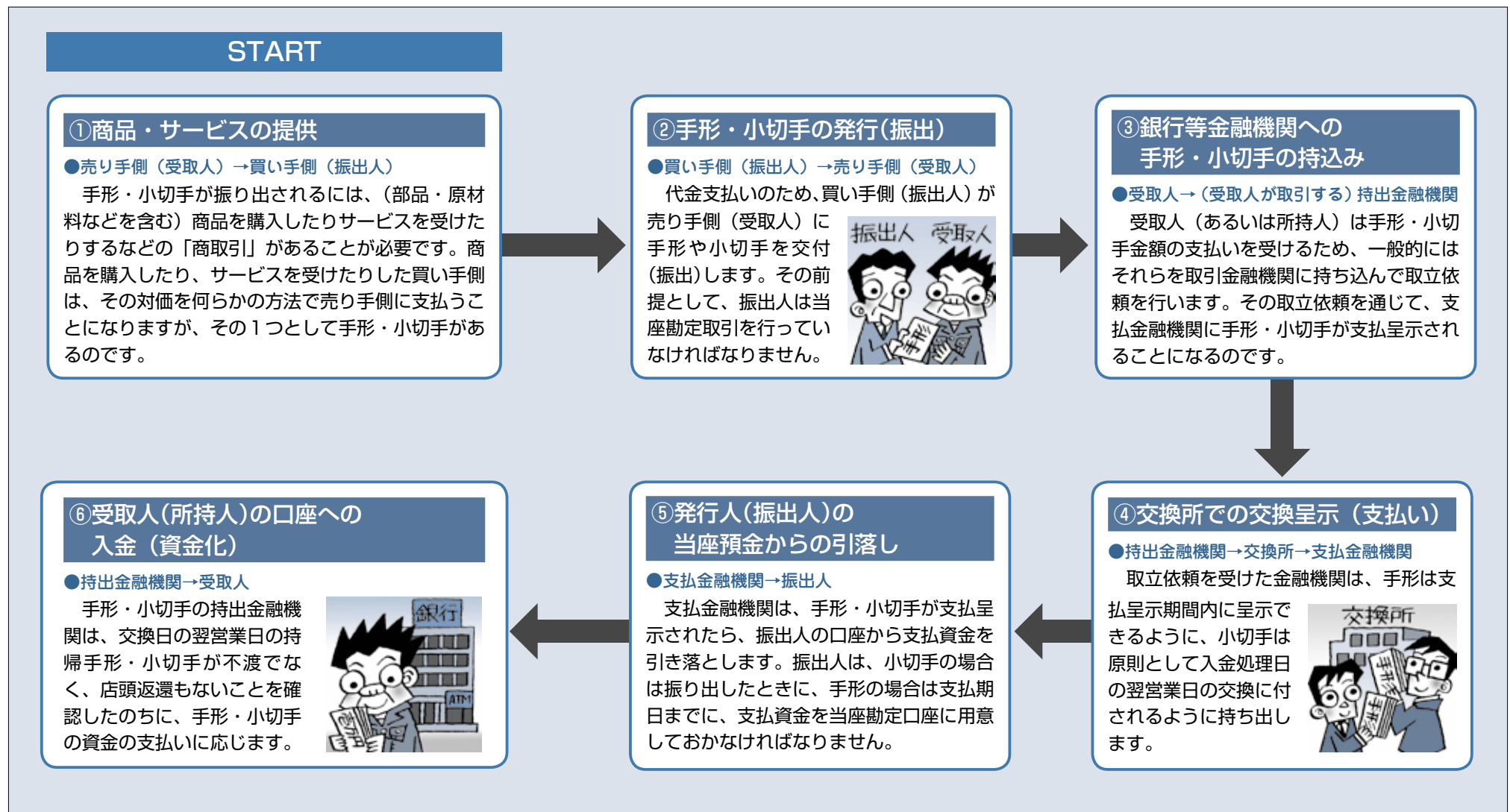


図解

手形・小切手が決済されるまでの流れと手続き



①商品・サービスの提供
●売り手側(受取人)→買い手側(振出人)
手形・小切手が振り出されるには、(部品・原材料などを含む)商品を購入したりサービスを受けたりするなどの「商取引」があることが必要です。商品を購入したり、サービスを受けたりした買い手側は、その対価を何らかの方法で売り手側に支払うこととなりますが、その1つとして手形・小切手があるのです。

②手形・小切手の発行(振出)
●買い手側(振出人)→売り手側(受取人)
代金支払いのため、買い手側(振出人)が売り手側(受取人)に手形や小切手を交付(振出)します。その前提として、振出人は当座勘定取引を行っていない限りはなりません。

③銀行等金融機関への手形・小切手の持込み
●受取人→(受取人が取引する)持出金融機関
受取人(あるいは所持人)は手形・小切手金額の支払いを受けるため、一般的にはそれらを取引金融機関に持ち込んで取立依頼を行います。その取立依頼を通じて、支払金融機関に手形・小切手が支払呈示されることになるのです。

④交換所での交換呈示(支払い)
●持出金融機関→交換所→支払金融機関
取立依頼を受けた金融機関は、手形は支払呈示期間内に呈示できるように、小切手は原則として入金処理日の翌営業日の交換に付されるように持ち出します。

⑤発行人(振出人)の当座預金からの引落し
●支払金融機関→振出人
支払金融機関は、手形・小切手が支払呈示されたら、振出人の口座から支払資金を引き落とします。振出人は、小切手の場合は振り出したときに、手形の場合は支払期日までに、支払資金を当座勘定口座に用意しておかなければなりません。

⑥受取人(所持人)の口座への入金(資金化)
●持出金融機関→受取人
手形・小切手の持出金融機関は、交換日の翌営業日の持帰り手形・小切手が不渡でなく、店頭返還もないことを確認したのちに、手形・小切手の資金の支払いに応じます。

(当座預金)を開設していなければなりません。
金融機関では、当座勘定取引先に対して手形用紙や小切手用紙を交付しています。

③銀行等金融機関への手形・小切手の持込み
受取人(所持人)が手形・小切手の支払いを受けるためには、それらを支払金融機関に呈示しなければなりません。これを支払呈示といえます。

④交換所での交換呈示(支払い)
取立依頼を受けた金融機関(持

受取人が直接、支払金融機関に向いて支払呈示することもできますが、支払金融機関が遠方であったりすると手間や時間がかかるため、通常、受取人は取引がある金融機関の口座に入金するなどして、支払いを受けるよう依頼します。これを取立依頼といえます。

④交換所での交換呈示(支払い)
取立依頼を受けた金融機関(持

ここでは一般的な商取引において、どのような流れで手形・小切手が流通し資金化されるのか、最も利用されている交換呈示による決済について順に解説していきます。

①商品・サービスの提供
企業や個人事業者が商品を購入したり、サービスの提供を受けたりしたときには、代金を支払いますが、手形・小切手も広く利用されています。

②手形・小切手の発行(振出)
商品・サービス代金を支払うため、手形・小切手を受取人に交付(振出)します。その際、振出人は手形・小切手の券面に必要事項を記載することになっており、その内容について振出人と受取人との間で同意しているということになります。特に支払期日は支払猶予の期間(支払サイト)を決めるもので、とても重要です。

手形・小切手を振り出す前提として、振出人は金融機関と当座勘定取引契約を締結し当座勘定口座出金融機関)は、手形の場合には期日管理を行い支払呈示期間内に支払呈示できるように交換に持ち出します。小切手の場合には、原則として入金された日の翌営業日の交換に付されるように持ち出します。

⑤発行人(振出人)の当座預金からの引落し
振出人は、小切手の場合は振り出したときに、手形の場合は支払期日までに支払資金を当座預金に入金します。支払金融機関は、手形・小切手が支払呈示されたら、振出人の口座から引き落としします。振出人の口座から手形・小切手金額が引き落とされることを「決済」といいます。

⑥受取人(所持人)の口座への入金(資金化)
持出金融機関(受取人の取引金融機関)は、交換日の翌営業日に、持帰り手形(小切手)の不渡手形(小切手)がなく店頭返還もないことを確認したのちに、入金された手形・小切手の資金の支払いに応じます。(解説:保志秀二)